

令和4年第2回
稲敷・龍ヶ崎地方3組合
統合・複合化協議会会議録

令和4年8月2日 開会

令和4年8月2日 閉会

1. 出席首長

会 長	根 本 洋 治	牛久市長
副 会 長	藤 井 信 吾	取手市長
〃	萩 原 勇	龍ヶ崎市長
委 員	佐々木喜章	利根町長
〃	野 澤 良 治	河内町長
〃	笥 信 太 郎	稲敷市長
〃	中 島 栄	美浦村長
〃	千 葉 繁	阿見町長

1. 欠席首長

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

龍ヶ崎地方衛生組合

荒 井 久仁夫 事務局長

浅 野 大 樹 総務課主査

稲敷地方広域市町村圏事務組合

澁 谷 明 宏 事務局長

斉 田 典 祥 事務局次長兼管理課長

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

小 杉 茂 事務局長

川 崎 幸 生 事務局次長

午後1時56分開会

○荒井事務局長 ただ今より、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会を開催いたします。まず初めに、会長であります根本牛久市長さんよりご挨拶を頂戴したいと思います。

○根本牛久市長 はい。本日は暑い中、またお忙しいなか第2回目の3組合統合・複合化の協議会をごさいますて、6月28日に第1回の協議会を実施しているところであります。この間にも3組合においては、全員協議会が開催されまして、茨城県市町村課との打合せや分科会の開催もございました。その内容を確認していきたいと思ひます。また、本日はこれまでの協議を踏まえて作成した基本方針(案)で進めた新組合の設置計画の修正についてもご協議願ひたいと思ひます。それにつきましては、3組合事務局から説明しますのでよろしく

お願いいたします。私からは以上でございます。

○**荒井事務局長** ありがとうございます。次に資料の確認をさせていただきます。

○**浅野総務課主査** 衛生組合の浅野でございます。資料のほうを確認させていただきます。まず、事前にご送付させていただいた資料でございます。まず、本日の会議次第が1枚。

次に、資料1 3組合議会全員協議会の顛末

次に、資料2 茨城県市町村課との打合せの報告書

次に、資料3 組織・人事・給与分科会意見取りまとめ結果

次に、資料4 第2回組織・人事・給与分科会の資料。3組合職員の給与と昇任・昇格の状況についてと記載されている資料でございます。

次に、資料5 第2回財政・管財分科会の資料

次に、資料6 各分科会の進捗状況について

次に、資料7 分科会の質疑応答（要旨）

次に、資料8-1 給与の基本方針案（第1案）でございます。

次に、資料8-2 給与の基本方針案（第2案）でございます。

次に、資料9 計画（案）の修正案 職員の給与についての新旧対照表でございます。

次に、資料10 市町村課からの意見

次に、参考資料1 茨城県市町村課からいただいた資料でございます。広域行政圏についてという4ページの文書でございます。

次に、参考資料2 従来の広域行政圏に係る今後の取扱いについてという2ページの文書でございます。

最後に、本日、追加でお配りしている資料でございます。

資料9-1 特別議決の除外に伴う関連項目の修正についての新旧対照表でございます。以上となりますがよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○**浅野総務課主査** ありがとうございます。

○**根本牛久市長** では、早速議事に入りたいと思います。協議事項（1）3組合議会全員協議会の顛末について事務局より説明いたします。

○**浅野総務課主査** それでは、3組合議会全員協議会の顛末についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。資料1をお手元にご用意ください。

7月4日に稲広組合、7月6日に塵芥組合、7月7日に衛生組合において議会全員協議会が開催され、5月中旬から6月上旬にかけての3組合及び市町村議会への説明の顛末の報告や、分科会の進捗状況の報告、会計管理者の設置と特別議決に関する計画（案）の修正点

についての説明を行いました。

まず、稲広組合議会全員協議会の顛末が資料2ページから掲載されております。

主な御意見、御質問としては、まず地域手当の格差に関して、どういう方向で調整していくのかという御質問がありました。経過措置を設け、令和6年度に予定されている地域手当の支給率に関する人事院勧告を考慮しながら同一の割合に合わせていきたいとお答えしております。

また、生涯賃金の格差についてどういう方向で考えているのかという御質問については、まずは、給与情報を収集して分析を行いたいとの回答をしております。また、併せて12月の議案上程前には方針を説明できるようにしたい。格付けをし直す必要があるとお答えしております。

また、組織に関しては、管理職が多い、組織をスリム化したほうがよいという御意見をいただいております。

次に、塵芥組合議会全員協議会の顛末でございます。こちら5ページから掲載されております。

主な御意見、御質問としては、まず会計管理者の設置に関する御質問。常勤職員の中から任命するとお答えしております。

また、議員定数に関しては、素案を作ってもらいたいという御意見がございました。

そして、特別議決に配慮した場合の議員定数に関する御質問、こちらには、3組合の議員総数の半数を超えて過大な議員定数になってしまう旨の御説明をしております。

そして、地域手当に関しては、下げる方向で調整していただきたいという御意見がございました。

次に、広域・複合化推進プロジェクトチームに関する御質問。こちらについては、ごみ処理基本計画策定後に、計画に基づき方向性が決まったあとに発足させる旨の御説明をしております。

そして、斎場の複合化に関する御質問には、まずは施設の相互利用に向けて取組む旨の御説明をしております。

最後に、衛生組合議会全員協議会ですが、御質問等はございませんでした。

説明は以上でございます。

○**根本牛久市長** はい、説明が終わりましたので、ご意見等ありましたらよろしくお願いたします。よろしいですか。

では、次に協議事項(2)の「茨城県市町村課との打合せの顛末について」説明いたします。

○**浅野総務課主査** それでは引き続き私から、茨城県市町村課との打合せの結果について報告します。資料2をご用意ください。

7月11日に茨城県市町村課を訪問し、3組合の現状をお伝えし、地域手当、管理職手当、昇任・昇格の格差是正についての考え方をお伺いしました。

まず、地域手当の支給割合に差を設けることについては、合併の結果としての一時的な措置ならば、地公法の平等取扱いの原則の点でも、ただちに違法とまでは言えないと考えていますというご回答をいただきました。

ただ、職により差を設けることについては、地域手当の趣旨、生計費の補填の趣旨から説明できるのでしょうかとの御意見もいただいております。

次に、管理職手当については、龍ヶ崎市に準じて満額支給とするほうが説明がしやすい、自然に感じますというご回答をいただきました。

最後に、昇任・昇格の格差是正については、昇給のペースを落とす方法での調整は可能だと思います。現状でも国が55歳以上の職員の昇給停止を行っているところ、停止ではなく抑制にとどめている市町村もあるので、やりようかと思えますというご回答をいただいております。説明は以上でございます。

○**根本牛久市長** 説明が終わりましたが、何かご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

では、次に協議事項(3)各分科会の進捗状況について説明いたします。お願いします。

○**斉田事務局次長兼管理課長** 稲敷広域の斉田でございます。着座にて失礼いたします。

組織・人事・給与分科会の進捗状況についてご報告いたします。7月25日に第2回分科会を財政・管財分科会と合同で開催いたしました。分科会でご協議いただいた内容とその結果についてご説明いたします。まずは、資料3こちらをお願いいたします。6月15日に第1回人事・組織・給与分科会を開催しまして、現在の課題、分科会の進め方についてご説明いたしまして、協議いただきました。会議の中で、分科会としてご提案した案件等につきまして、会議の後、アンケートをお願いしまして、ご出席いただいた方々から様々なご意見がございましたので、その結果を項目ごとに取りまとめたものでございます。いただいた問い等につきましては、3組合で考え方を吟味し、回答する旨ご報告いたしております。

次に資料4をお願いいたします。3組合職員の給与と昇任・昇格の状況についてでございます。3組合職員の職務級及び給与に格差が生じていることを課題とし、職員間の給与の比較のため、職員一人一人の給与履歴を収集し、検証を進めたものでございます。現在の給与体系を給与条例等を準用する龍ヶ崎市と比較し、給与格差が生じている要因を資料にまとめてございます。1ページ目の2の昇任及び昇格についてでございますが、(1)のほうは龍ヶ崎市にご協力いただきまして、大卒で採用された職員の標準的な昇格年齢を設定しまして、昇任・昇給を比較するための参考例といたしております。次のページをお願いいたします。(2)のほうは3組合の係長以上の役付き職員の昇任・昇給年齢をまとめたものでございます。少し跳びまして5ページをお願いいたします。中段からの6の「職員別の給与額

の比較について」でございますが、以下に記載しました①から⑥こちらの職員ごとに個人ごとの給与総額を算出しまして、龍ヶ崎市職員の比較をいたしております。下段の（１），次のページの（２）が組合ごとの結果をまとめたものでございます。総額だけではなく、格差が生じている要素を判別するため、項目ごとに比較し、その差額を算出いたしました。最後に７検討課題でございますが、記載のとおり昇格の早さ、地域手当の支給率が大きく、給与の金額に影響していきますことからこの点を課題としております。

続いて、資料６をお願いいたします。各分科会の結果をまとめたものでございます。先程説明が漏れました資料２で報告した内容の話で、この後説明がございまして、資料８の職員給与の基本方針案を分科会でお示ししてございます。そのうえで、組織・人事・給与分科会に対するご意見は資料６の中段の記載のとおりでございます。受け答えの詳細につきましては、資料７のほうを合わせてご覧いただければと思います。

組織・人事・給与分科会の説明は以上でございます。

○**根本牛久市長** はい。誰かご質問があればお願いいたします。よろしいですか。はい、では次の説明をお願いします。

○**川崎事務局次長** 続きまして、財政・管財分科会の進捗状況についてご説明いたします。塵芥処理組合の川崎と申します。着座にて失礼いたします。

資料は５と６と７になります。まず、今回の財政・管財分科会では新組合設置後の構成市町村の分担金について、協議すべきところではございましたが、地域手当の支給割合を初めとする職員給与の方針が未決定の部分ではございましたことから、具体的な分担金の試算までにはいたっていない状況でございます。資料５につきましては、新組合設置後の共通経費、例えば正副管理者や議員報酬などの経費がどの程度削減されるか、再度試算したものでございますが、これまでの説明と同様、８２０万円から８３０万円程度の削減が見込まれることが確認できました。

続きまして、資料６になりますが、こちらは７月２５日に開催した分科会の内容をまとめたものでございます。構成市町村の財政担当課長からは新組合の市町村分担金の試算を早急に進め、提出するよう要請がございました。各市町村では新年度の予算編成業務が近々始まることと考えております。早急に進めたいと思います。また、３組合を現在のまま組織した場合、今後５年後１０年後の職員給与費の試算、このような資料も求められているところでございます。このあとも資料８－１，８－２で説明があったと思いますが、職員給与の基本方針案も協議いただき、それを受けて試算を進めてまいりたいと考えております。なお、次回の分科会は８月１９日の開催を予定しております。給与の分科会を担当する稲広組合、また衛生組合の実務担当者との連携を図りながら、次回の分科会を進めていくところでございます。なお、第２回分科会の顛末につきましては、資料７をご覧いただきたいと思っております。財政・管財分科会の進捗状況は以上でございます。

○**根本牛久市長** はい。何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

○**藤井取手市長** 今お話があった中で、龍ヶ崎市の昇格モデル、資料の4の4にもごさいますけれど、基本的に行革効果が働くものである程度ないと、何のためにやっているのかと元に戻る話になってしまうので、地域手当は悩ましいところであるんですけども、基本の最初の出だしはちゃんと行革の効果として見えるものというところは担保しておかないといけないので、そこはそのつもりで是非やってもらいたいなというところであります。最初の原点はそこだったので。

○**根本牛久市長** 色々話が進んで統合しようとなんだが玉虫色になってしまうのかなという懸念がございます。それはそれとしてしっかりとした行革の形態を、みなさん話をお願いしたいと思います。

○**藤井取手市長** 例えばちょっと、具体的にいうと、ここに入ってらっしゃる方の半分くらいが入っておられます県南水道事務組合というところは、今までプロパーの人が事務局長していたんですけど、再任用になって、全く同じ職務内容で再任用の給与なので、給与が4割くらい削減した水準でまわっています。また、取手市と守谷市とつくばみらい市でやっている火葬場組合のやり方は、取手市が事務を全部やって皆さんから負担金をいただいているんですけども、その中のですね、今までラインの課長していた人間が再任用という形でお手伝いに入っていたりするので、人件費として大きく下げています。そのようなことを考えると、龍ヶ崎市の管理職経験者みたいな人が、いろんな仕事されている方がぼっと入られれば、それはまたいろんなところで、能力と給与の面でコストパフォーマンスが出せるとかいうところもあるので、もともとの話の、プロパーの人の3つくらいの組合を合わせて、そこで総務部門を覚えさせるということの中の、合理化部分を、ちょっと知れてる部分もたしかにあったのかもしれないんだけど。それにしたってやっぱり、行革がスタートだったということ忘れないようにしないと、議員さんにはコストが減る、首長さんにもいくつか持っていたところのコストが減る。でも、職員さんのところは基本的に単価が上がるというのは、将来あげていかなければならないということは別問題なんですけれど、スタート地点として、そこはちょっと気になりますね。

○**根本牛久市長** その辺どうですか。どのように。

○**荒井事務局長** 職員、スタッフにつきましては、今いる職員で十分すぎるくらいに人数は充足していると思います。といったところで、1つの組合になれば、総務部門ですか。そこに配置される職員については十分にまかなえる。そういった状態になりますので、構成市町

村から再任用という形で、体制の中に、組織の中に入れていただくことはできますけれども。まずはいる人で解決できると思いますので、そこまでは算出できると思っています。

○**根本牛久市長** 最初、ちょっと人数はオーバーフローするんだけど、だんだんこれから絞っていくと、1、2年はかかっちゃうかなと言っていたよね。そういう部分をわきまえて、これからよろしくをお願いします。

○**千葉阿見町長** 説明は終わりですか。もう、説明は。

○**荒井事務局長** いや、この後もまだ続きます。

○**中島美浦村長** 幹事会の方なんかでも出ているんだけど、地域手当の件で、3組合が一緒になったときの、将来的に書いてある6720万円が増えるという分については、地域手当を出している自治体の方は別に異論はないと思うんだけど、議会の方と、あと職員の方、各自治体の職員は地域手当をもらってないところが結構多いので。4市町村は地域手当が出ていないという部分があります。そういうことで、地域手当の3組合職員のかさむ部分と、その整合性を、各自治体のもらっていない職員の方と、議会の方からもそういう意見が出たときには、どこで調整をするのか。3組合は一律に上げていくので、下がっている方は、それは嬉しい部分なんだけど、もらっていない自治体の職員は、全然そこに移行できない部分なので。その辺の落としどころはどのようにして説明をして、議会にもこれは報告するので、一部事務組合、3組合が上がったところだけは調整して、一律上がるけれども、一緒にやっている、参加している自治体の職員とか、そこから不満的なものが出たときに、果たして議会もみんな承認は出るのかなといった部分。幹事会からも出ているし、説明の中でも、地域手当の影響が6720万円という数字が出ているので、その辺落としどころはどのようにしてやるのかなと思うんですよね。

○**荒井事務局長** 地域手当の説明については、資料8の1、8の2の方で説明をさせていただきたいと思っていますけれども。そういった、美浦村長さんからお話がありましたように、地域手当をもらっていない市町村がございます。当然、そういったところにも配慮をしなければいけないと思っています。ただ、市町村課の方では、1つの組合になれば消防職3%、行政職9%という形が引き続き課題となります。その辺の解消については、やはり最終的には経過措置を取りながら、1つの割合にしていきなさいという指導も入っていますので。そこで、資料8の方に書いてあるのは、支給割合を6%にする、上限を6%にする案にしています。何故6%かというのは、新組合の構成市町村の中で一番低い割合を採用している利根町さんの地域手当の6%、これを適用することで、もらっていない市町村がある、そこに勤めている消防職員がいる、そういったことを理由に6%に持っていきたいというようなこ

とで、案として今回提出をさせていただきました。

○中島美浦村長 9%じゃなくて6%するといっても、0%のところは納得するかなという意味。

○荒井事務局長 そこは、先ほどから言っています。

○中島美浦村長 だって負担は、地域手当を出しているところと出していないところの、出していないところも負担していく訳だから。これだけある負担の部分を、一部事務組合には出して、我々職員のところには何もないとなったときに、それをどのように説明ができるの。

○荒井事務局長 あとは行革というお話が市町村から出ていますけれども、その取り組みを消防職、行政職の方でしっかりやっていく。管理職手当の10%カットを引き続き実施していくというのも1つの案です。あと、幹部会議で皆さん言っているのは、民間委託をしていた受付業務、これを衛生組合では今年度から直営にしております。それによって1年間300万円浮かせています。この受付業務を塵芥組合でも直営にしていれば、年間700万円浮きます。合わせて1000万円です。それプラス、消防職の方には大変厳しいこととなりますけれども、特殊勤務手当、これは県内でも一番高い水準にあります。これを1割でもカットをできないかどうか、それによって地域手当の財源というものを自ら創出する努力をすることも必要になる。そのほかにも色々な無駄な支出、そういったものがないか。そういったことを3組合、今の時点では、行革のプラン、そういったものをしっかり掲げて実行していく。そういったことを考えているところであります。

○中島美浦村長 一番簡単なのは、地域手当の出していないところも、全部6%で特別に、統合していくのであれば、認めますよということをしてもらえれば、異論は出てこないです。そこへもっていくのが一番うまくいく話なので。

○根本牛久市長 これについては人事院ですか。地域手当については。この実情をお話しながら。これは難しいと思います。ただこれは、大崎市に行ったときに、1市4町から、あそこは地域手当がなかったからスムーズにいったようですね。それからとにかく、この行革、県が進める、国が進めるこれが広域化というふうになるんだけど、国は何もしてくれないのかという話をそのうちに行こうと思っているのですけれどね。役場の職員は、なんで我々は？ってなっちゃうよね。先程おっしゃっていたように、いろんなところで財源を作るために、こんなことをやったというのも一つの見せ方ですね。これはちょっと誰しも、誰しもというのではないけれど、こういう地域が抱えている仕事なので。私も近く、人事院の方に行って、話を聞いて、それで説得できるような、説明できるような話をしていきたい。た

だもう少し時間をいただきたいと思っています。実際、私聞いたんですけど、稲広の消防職の採用で稲広より（地域手当が）高いところとか、取手市さんとか高いところ、どんどんそういうところに流れちゃう。だから、人事院で職員手当によって大きく差がついてくる。そういうところも含めて、人事院の方に行って、地域の格差をなくしてくれと。

○中島美浦村長 管理者、副管理者の中で話し合っても、各自治体の議会がまとまってそこにはいかないとならない訳だから。そのところがスムーズに行くためには、温度差がないような部分を自治体だけでなく、一部事務組合でもそうやって統合して何とかしていこうよというやつを総務省でも人事院でも理解してくれて、独自に統合してやるのだから、そこは同じ地域手当の部分で自治体の職員も同じレベルにしてあげましょうというようなことになれば、これは反対はでない。そこまで持っていけるかどうかかなんだよな。

○根本牛久市長 これはあのほんと先延ばしすればそういう話に入るんじゃないかって話でも議会のほうからも聞いたことがありますけど、ほんとに先延ばしでもなく今考えることであってね。まー、納得はできないかもしれないけど。一番難しい問題でもあるんですよ、これは。

○中島美浦村長 市長、納得できなくてはこれいけない、絶対。納得するからいくんですよ。

○根本牛久市長 そのへんはちょっと大きな合併のね、最初から懸念しているところなんだけど。

○佐々木利根町長 1%あがって2400万円ぐらい負担が増えると。最初6%で最後9%になるわけでしょ？各自治体でそれぐらいずつ負担がでてくるかという数字まで出るんですか？こっちで行革をやって、これだけやったんでという数字も出ますけども、各自治体が今までより負担が相当出てくるんですよ。1%で2400万円だから。そうするとそのパーセンテージを上げていくとっていう質問は出るじゃないですか、議会でも何でも。その時にどう答えようかなとか、将来こうだよとか。そういうものも我々必要ですよな。

○荒井事務局長 最後は数字になってくるかと思います。今はどちらかと言うと理屈先行で課題についてご協議いただいていますけれども。最終的にはやはり財政担当者が数字、5年先、10年先、今までとおり3組合それぞれでそのままいった場合と1つの組合になって、なおかつ抑制措置、行革を含めた施策を様々取り入れてやった場合の5年、10年先の総コストの比較を早く出してください、わかるように出してくださいというようなことを組織・人事・給与分科会、財政・管財分科会で担当職員から言われています。最後はもう数字しか納得させるものはないというふうに考えています

○千葉阿見町長 これはあれですか、もう説明全部終わったんですか？

○荒井事務局長 いえ、まだです。

○千葉阿見町長 終わってから話そうかと思ったんですけど…。

○根本牛久市長 じゃあー、その件についてはあとでまたちょっと話していただいて、今は議題を進めたいと思います。よろしくお願いします。よろしいでしょうか。はい、では次お願いします。

○浅野総務課主査 それでは稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化（新組合設置）計画（案）についてということで、給与の基本方針案、計画（案）の一部修正、市町村課からの御意見の3点について御説明します。

資料8-1と8-2をご用意ください。まず、資料8-1ですが、7月25日の第2回組織・人事・給与分科会に御提案した給与の基本方針案でございます。

まず、1の（1）ですが、地域手当の支給割合は、支給対象外となっている4市町村に消防職員の約40%が配置されている現状を考慮し、現在の龍ヶ崎市の5級地10%から1段階引き下げた6級地6%を適用します。

次に（2）になりますが、現在9%支給している塵芥組合職員及び衛生組合職員と3%支給している稲広組合職員の間での格差是正は、経過措置を設け、人事院勧告による見直しが予定されている令和6年度の翌年度、令和7年度から1%ずつ調整していく案としております。

次に、2ページの2番の管理職手当についてですが、塵芥組合、衛生組合においては、令和5年度、令和6年度はこれまでどおり10%の減額を行い、地域手当の調整が始まる令和7年度から、満額支給とする案としております。

次に、3番の給料月額格付けについてでございます。

（1）、（2）に記載のとおり降格は行わず、役職の異動は、あくまでも現在格付けされている等級の範囲内での職の異動とすることを基本とし、号給については、（3）、こちらに記載のとおり昇給の抑制、たとえばA評価で5号給の昇給のところを2号給、B評価で4号給の昇給のところを1号給にとどめるなどの方法により、龍ヶ崎市職員ベースの基準にあわせるための是正を行う案としております。

次に、資料8-2を御覧ください。

こちらは、7月25日の分科会や、27日の幹事会でいただいた御意見を踏まえ御提案する第2案でございます。

地域手当については、1の（2）に記載のとおり、経過措置の期間を7年間に延ばし、そ

の影響を緩やかにするものでございます。

また、2ページの2番の管理職手当については、減額措置を継続することとし、稲広組合職員にあっては、地域手当が4%に引き上げられる令和7年度から減額措置を講ずることとしております。

次に、計画(案)の修正についてです。資料9と本日配布しております資料9-1を御用意ください。

まず、資料9ですが、先ほどの給与の基本方針に基づき、冊子の5. 統合・複合化の骨子の(4)職員の給与の「2基本的な考え方」の④の地域手当に関する記述のうち、「行政職職員(稲広組合職員を含む。)は龍ヶ崎市に準じて適用する」とあるのを「行政職職員(稲広組合職員を除く。)は龍ヶ崎市に準じて適用する」と修正し、「消防職員は当分の間、現行の3%を維持する」とあるのを「稲広組合職員は当分の間、現行の3%を維持する」と修正し、「行政職職員と消防職職員との間で生じている地域手当の支給率の格差」とあるのを「稲広組合職員と塵芥組合職員及び衛生組合職員との間で生じている地域手当の支給率の格差」と修正したいと考えています。

次に、資料9-1ですが、6月28日の第1回協議会において御提案いたしました特別議決の除外に伴い関連する箇所を修正するものです。

まず、4. 統合・複合化の基本方針の(4)統合・複合化の具体案の②新組合の名称の最後の部分になりますが、「議決の方法について、特別に規定を設けることができます。このため、新組合は、消防事業、水防事業及びごみ処理事業について特別議決の要件に配慮することとします。」とあるのを「議決の方法について、特別に規定を設けることができますが、新組合においてその対象となる消防事業、水防事業及びごみ処理事業に係る特別議決については、これを除外することとします。」と修正するものです。

最後に、市町村課からいただいた御意見についてです。資料10と参考資料1、参考資料2を御用意ください。

まず、資料10です。市町村課から2点ほどお伝えしておきたい事項ということで資料提供がありました。

まず、1点目として、組合の名称ですが、計画(案)では「稲敷地方広域市町村圏事務組合」を基本とするとしておりますが、現在の名称は、かつて総務省が行っていた「広域市町村施策」の下で設定された広域行政圏である稲敷地方に係る広域事務を行う団体として付けられたものと考えられます。

今回、当該施策の下の稲敷地方に含まれていない取手市が構成団体に加入することにより、当初想定されていた「稲敷地方」と齟齬が生じることになると思われます。

法令上、組合の名称に制限はないとされていますが、統合後の名称については、稲敷地方広域市町村圏事務組合の設立経緯等を踏まえて、検討をお願いいたしますということでございます。

○藤井取手市長 取手は構いませんよ。取手の議員は反対させませんよ。稲敷にあるという意識の中で、私たちはやっぱり持ち込んでいる衛生の部分に関して必要な対価を払ってお願いをするという立ち位置なので。常総地方が入っているから稲敷地方の名前を使っちゃいけないなんていうのはこれは余計な話。市町村課がそこまで決めるだけの権限があるとは思えないので、意見は聞いたということでもいいのではないですか？あまり気にしなくていいと思います。取手の市民は大丈夫です。

○浅野総務課主査 次に、2点目になります。資料の2ページになりますが、複合的一部事務組合は「相互に関連する事務」を共同処理することが要件とされておりますので、統合後の共同処理事務の相互関連性については、組合において説明できるよう整理しておいていただきますようお願いいたしますとのことです。

計画（案）では、メリットの一つとしてごみ処理、ごみ処理、し尿処理の環境施策の集約と連携が図られることや、稲広組合の行政区域が新たな行政課題として位置づけるごみ処理広域化の行政メリットと同一であることなどが期待されております。また、災害時に最前線に立つ消防、水防と災害廃棄物の処理を担うごみ処理、し尿処理の近隣の災害対応に関連があると考えべきところでもございます。そういった点を踏まえまして、市町村さんのご意見もお伺いできればと考えているところでございます。説明は以上でございます。

○根本牛久市長 何かありますか。

○千葉阿見町長 説明が全部終わったところなので。

○荒井事務局長 いえまだ。

○千葉阿見町長 分かりました。

○荒井事務局長 すみません。議員定数の件になりますので、これもご協議していただく必要がありますので、いったんここで。

○根本牛久市長 議員定数なんかいろいろあって。計画の決定ってあるんでしょう、これ。

○荒井事務局長 はい。計画の方については、ほぼ中を通して確認はしましたけれども、こういった文言の修正、実質的な中身が変わるような是正にはなっていませんので。今回の修正をもって計画の方を決定ということでしていただければなと思っております。

○根本牛久市長 また、まとめることになったらそういう修正案という話でいただいて。ど

ういったような計画案をもって。

○千葉阿見町長 これまず、私が最初から言ったように、地域手当、これが一番問題だと思うんですね。先ほど藤井市長も言いましたけれども。行革で、この統合でどのくらいそれぞれの市町村が経費の削減されるのかということになると830万円、820万円であるんですね。みなさん払ってもらえないのは、3%から6%消防で上がる部分。9%から6%に下がる。そういったことで6%に、令和9年度から稲広に近づけていく。そのときだって6720万円余分にかかる訳ですよ。その6720万円を全部皆さんで分担をしていくという、そういった気持ちがなければそれはなかなか難しい。

この間、県南の町村会の総会がありまして、議長さんを交えて地域手当についての議論がありました。その中では、やっぱり知らなかった議長さんもいて。これ大変問題です。きっと元に戻って、この次あと1回ずつ回っていくんですよ。

○荒井事務局長 はい。

○千葉阿見町長 ですよ。そのとききっと聞かれると思うんですけども、これ議会が通らないんじゃないかと思うんですよ。ですから、この行革ということで始まったけれども、それでも6720万円もかかってしまう。それには先ほど言っていた、無駄をなくしていく、スリム化をしていく。それから民間委託をしていく。そういったものが積みあがってきて6720万円から7000万円削減できましたというのであれば、きっと皆さん納得してくれると思うんですよ。ですから、ここが私、一番大事なポイントで、一つでも議会で承認されなければ、ご破算になっちゃうんですよ。だから私はね、令和5年の4月と決め打ちでやってきていますけれども、先ほど言った、人勧が令和6年度ということであるならば、それまでもう少し切り詰めて、詰めて、詰めていって、それでどのくらいの削減ができて、上がる部分はどのくらいですよと明確にそれを示していかないと、私は議会通らないと思います。

それからあと一点は、消防が9%に上がっていけば、6%で今、佐々木さんが話しているように、1億数千万円になっちゃう訳ですよ。だけど、それを6%に抑えてやる。それを消防が納得するのか。それから大事なのは、こちらの事務員さんの方が9%から6%に落ちる訳ですよ。それをちゃんと納得されているのかということなんですよ。その辺は、今の時点ではどのような話し合いをしているんですか。職員の方、手当については本当に生活給になっている訳ですから。これは大事なことだと思いますよ。統合してみんながやる気なくなっちゃうような統合では、これはやっぱりやる意味がないので。その辺のところをちょっと聞きたいです。

○荒井事務局長 内部の職員に対する説明については、私、衛生組合の方ですけども、常

に情報は職員，組合内部全員に行き渡るように，情報は提供しています。分からないところがあったら言ってくださいと。当然，地域手当が下がる件も伝えてありますし，これから，一つになることによってだいが生活給と言われる給与の部分減らして，これまでより下がっていくというのは，十分，衛生組合内部では認識はされているかと思います。あとの2組合は分かりません。

○千葉阿見町長 そういことですね。ただ，その荒井さんのところの組合だって，お一人お一人聞いている訳ではないでしょうから，かなりのいろんな反応があると思います。ですから，皆さんにも納得してもらえようなちゃんと説明をしなければ。他の組合もそうです。消防の方は，きっと，3%から6%に上がるので，それは納得してくれるのではないかと思いますけれども。片方が9%で片方が6%ではちょっとおかしいのであってね。究極の選択が令和6年度に，6%で行くんだという，そういうふうになったとするならば，それでも6720万円増加している訳ですね。それをどこで埋めていくんだということはちゃんと明確にしないと。これちょっと厳しいのではないかと思うんですね。

○荒井事務局長 計画としては，職員を採用しない。新規採用をしないということで。令和5年度時の職員数に関わる人件費と，あと15年，10年後に退職で辞めていく職員がいます。それによって減る人件費。

○千葉阿見町長 それを明確に出してください。ちょっと佐々木さんが言われたように。5年後はこういうふうになって人を減らして，このぐらいの削減になっていくんだというのを出さない。ただ，そうなります，なります，だけでは。ちゃんと数字をおさえないと，これから議会を回っていくときに大変だと思いますのでね。

○荒井事務局長 そうい話は分科会の方でも，市町村の財政担当課長さんから厳しく言われています。とにかく数字を出してくださいということで，8月の19日に財政・管財分科会，これを開いて，先ほどから言っておりますような，コストに対する数字，それを本会議で出すということとなっています。

○千葉阿見町長 そうすると，一体どのぐらいの割り振りで阿見町がいくらとなりますというが分かりますよね。

○荒井事務局長 分担金の話まで出ています。いくらになるんですか，それを早く出してくださいという。

○千葉阿見町長 830万円の削減と言っていたのが，上がっちゃう。最初のスタートと違

っているというのは理解してもらえないですね。

○中島美浦村長 6720万円以上の効果があるんだよという説明ができれば。

○荒井事務局長 あと、資料8の1の方でご質問されておりましたけれども。私共の方としては、資料8の2の緩やかな地域手当の減額、そして増額をしていっているのがということ、第2案として今回ご提示させていただいた通りです。

○箕稻敷市長 いいですか。私も千葉さんの意見とほぼ同じものなんですけれども、削減は820万円しかない。その話だけ議会の中で先行しちゃっていて。それに、地域手当を是正していきますよと言ったときに、これだけ増えますよって、じゃあやらない方がいいんじゃないかという人が議員さん側からも意見もあるので、やっぱり5年先、10年先のどこかの機会での負担割合が逆転していくんだよという、そういう資料を揃えてもらわないと。理解し辛い部分があるんだろうと思うので、荒井さん揃えますというお話だったので、できればそういうのを揃えたうえで、議員さんの方に説明お願いしたいなと思います。

それと、私事ですけど、4町村合併したときに、職員がうちは700人いたんですよ。それを今400人まで減らしている訳なんですけれども。やっぱり、将来の市の適正な大きさのある程度見越したうえで、それによってどういうふうにスリム化していくかなど。あと、管理職が減るわけですよ。それをどういうふうに減らしていくのかというの、ある程度計画案を作っていく必要があるかなと思うんですけれども。それも合わせて、できれば今の段階で、先々変わるかもしれないけれど、ある程度そういう計画もあればいいのではないかなと思うんですけれど。

○荒井事務局長 まさしく人員管理計画に載せるべきものだと思うんですけれども。ただ、いかんせん職員についてはクビにはできないので、そこは耐える時間しばらく続く。そういう状況が続くと認識しています。

○根本牛久市長 他にないでしょうか。こういう組合の職員は9%、うちの職員は0%。ここをどういうふうに職員に納得させる。ここはちょっと、なかなか皆さん大変なのかなと。ないところはないと。一番危惧するところであります。

○中島美浦村長 あの、説明が難しいのはこの4市町村だけだから。4市町村だけ。あとはみんな6%以上もらっているところだから。次回も、それほど意見は出ないと思うけれど。何も出ていないところは、負担が生じたり、自分の自治体の職員が地域手当ももらっていないのにというところが出てくるとなかなか難しいかなという。

○**寛稲敷市長** 本来ならば国家公務員の話で、こっちには関係ない話なんだけれど。

○**佐々木利根町長** 地域手当は各市町村が負担。本当は統合して負担は減る。減っていったら万歳になる訳なのだけれど。統合すると負担が増えるというのがあるから面倒くさいんだよね。

○**荒井事務局長** それと、前々からお伝えしていますように、統合の第2弾として、ごみ処理の広域化。それが何といても一番メリットが出る計画案になっていますので。そこを犠牲にしてじゃあ無しにするんですか、という逆の言い方も。

○**佐々木利根町長** ごみ処理場問題も、新たないろんな意見が出てくると思うんですが、この県南地域に2つごみ処理場をこっちとあっちに作るって言ったって。なかなか難しいですよ。地域で反対する人がいっぱいいますもん。うちの方はごみ。今はそっちで、龍ヶ崎市さんで面倒を見てもらっているけれど。なかなかできないですよ。ごみ処理場は。それも2か所なんて言ったら。龍ヶ崎市さえ、私行っているんだけど。作らせてくれないですよ。だって国が放射能の施設、嘘ついてずっと片付けないんです。一年に一回、地域の人と懇談会をやっているのですが、厳しいものがありますよ。県南水道引くってやってやっているけれど、いろいろ地域を綺麗にしてやっていたって、放射能を持っていかないと厳しいものがあります。

○**根本牛久市長** 時間の制限がございますので。あと、定数の話を。

○**荒井事務局長** はい。

○**浅野総務課主査** それでは、ただいまお配りいたしました資料でございます。まず、参考資料の3の方が、前回の協議会の方で出ささせていただいた資料でございます。議員定数の案ということで、負担割合から試算した第1案、それから、現在の議員定数の総数に占める割合、こちらで試算しております第2案でございます。次に、参考資料の4としてお配りしておりますのが、こちら参考までにお配りしております、平成18年度から令和4年度までの負担金の総計をまとめたものでございます。次に、参考資料5でございます。こちらは。

○**荒井事務局長** こちらの資料につきましては、稲敷広域組合の鴻巣議長さんから依頼がありまして、この案を協議会の方に出していただけないかということで要請があったものでございます。

○**根本牛久市長** これについて、私は存じません。本来、稲広の皆さんが大崎市に行ったと

思うんだけど、大崎市の定数についての質問をなされたときに、議長、副議長というところで。あそこは1市4町だけ。

○**澁谷事務局長** 1市4町です。

○**根本牛久市長** 1市4町。そういうことで話をした。そして鴻巣議長が、これいいんじゃないかと。これだったら全て、負担金をこういった負担が少ないところや人口が少ないところや地域が平等にできるんじゃないかなというようなご意見をいただきました。基本的に、定数は、議員の皆さんが決定することなので、これを一つの案として、議員の皆さんに提出されればと思います。これについて何かご質問がありましたらお願いします。よろしいですかね。次お願いします。

○**荒井事務局長** 議員定数が絡んだ資料は、ただいまお手元に配付させていただいております。これについて何かご意見をいただければと思うのですが。

○**中島美浦村長** 我々がここで話してもさ。議会が決めることだから、定数は。ああだこうだ話して、ここはやっぱり何人だではなくて、議会の中のところで決めてもらって。この試算したものを。だって、管理者、副管理者が何人でしょうと言ったって、俺ら議会に口出しはできない訳だから。

○**荒井事務局長** すみません。塵芥組合の方の全員協議会で、議員さんで同調するような方が何人かがいたように感じたんですけども、協議会の方で素案を出していただけないかというようなご意見を頂戴しておりますので。そういったことが、来週3組合全員協議会を予定しておりますけれども、そのときにやる可能性、また、衛生組合と稲広組合の方がありますけれども、衛生組合の方で出る可能性もありますので、そのときに出す資料として適切かどうか、出すとしたらどの資料をベースに出した方がいいかをご協議いただければと思うのですが。

○**中島美浦村長** いや、適切か不適切かなんていうことを、管理者、副管理者の中で意見をもらったなんて言ったら、議会はあれだよ。議会が決めることなので。管理者、副管理者の中でたたき台を示して了解を取りましたなんて言っちゃだめだよ。俺、関与できないんだから。

○**根本牛久市長** これ別に、これは議会の事務局の方から管理者の方に一通り説明しましたということ。それで管理者の中で説明しました。それだけ。

○中島美浦村長 説明して意見ももらえませんでした、ということだよな。良いも悪いも言っていない。

○根本牛久市長 こういう説明をしましたということで。議員の方に求められてもこっちは話しちゃまずいんだから。だから、説明しましたと、そのくらいで止めておいてください。

○荒井事務局長 はい、分かりました。

○中島美浦村長 説明をしました、だけで終わるんだよな。

○藤井取手市長 議会に話をするというのは、衛生と塵芥と稲広の3議会で議員さんの意見を集約すればいいという意味。それとも、8自治体で持ち帰って、その議会の議員に意見を聞くという意味。両方の意味ですか。

○荒井事務局長 現時点では3組合。

○藤井取手市長 3組合ね。

○荒井事務局長 だと思います。

○藤井取手市長 はい、分かりました。

○根本牛久市長 こういう話があって参考に聞いたけど、今日に関しては、説明しましたということだけでやってね。

○荒井事務局長 はい。

○根本牛久市長 この件については以上でよろしいですか。はい。では次、資料4の方を説明してください。

○荒井事務局長 この資料につきましては、この後の参考資料ということで、市町村合併が落ち着いた平成18年度から本年度までの8市町村からいただいた分担金を集計したものです。2枚目の方は、各組合ごとに分担金を整理して記載して作った資料となっています。その集計が1枚目の資料になっています。その想定と割合を単純に載せたものでございます。

○千葉阿見町長 これ、稲広について、阿見町は平成24年度と平成25年度に上がっていますよね。このパーセントは変わっていますよね。

○荒井事務局長 はい。変わっています。

○千葉阿見町長 これは参考資料ということで。

○荒井事務局長 はい。

○根本牛久市長 地域手当の話。議会を通して管理者会議の、今日の決定というか、計画決定を出すしかないの。そういうことなので、これ出していいか悪いか。

○荒井事務局長 計画、まあ、詳細版は出すことになっているんですが、一式くださいと言っている議員さんがいるので。そういったこともありまして、一通り見直しをしております。今回の修正案をご承諾いただければ、そういった方に対して、詳細版をお伝えしたいなと思っております。

○千葉阿見町長 決定というのは。

○根本牛久市長 これは、議員定数は別にして。

○荒井事務局長 地域手当に関する計画は。

○千葉阿見町長 さっき言ったとおり、皆さん話が行っている訳ですから、そのところをちゃんと明確にやらないと。私らだって、後で議員さんに言われたときに、何やってるのと言われちゃうので。議員さんに説明するのにその資料がないといけない訳じゃないですか。皆さんからも話出ていますよね。行革やスリム化、人員削減をしたりという。この辺の話をやはりしなくちゃならないので。私らにもその資料がないと。今日は、計画について、私はオッケーだと言えないんですけど。

○荒井事務局長 計画につきましては、先ほどのご意見に対する答えは持っていません。本当に包括するような言い方でないと。

○千葉阿見町長 そこまで来ているとは思いますが。きっと通らないと思いますよ。この間の話もね。この話はそうだったので。やっぱり求められているのはそこなんですよ。だからそれを解決しないと、私はこの先で、組合の現計画というのは見えないし。それを出してもら

って、まさにその通りだと思うのであれば、それはそれで。

○荒井事務局長 来月19日に財政・管財分科会があります。その場で数字が出ます。そういった数字を市町村の職員の方が目を通すと思いますので。その数字がどのようになるのかを私は全然分かりませんが、それをもう一度精査して、きちんと説明ができる、それも納得できるような数字に実際なったものなのかどうか。

○千葉阿見町長 皆さんが納得しないといけないんですよね。先のごみ処理の話なんかずいぶん先の話なので。だから、まずは今の状況の中でこういった削減ができます、削減できなくてもこんな効果がありますというのを見せてもらわないと。ちょっと私は納得するという訳にはいかないですね。

○根本牛久市長 そういう人については、財政の方で5年後、10年後はこうだということを明確に出せるような資料を作ってください。

○荒井事務局長 それを次回の協議会に出させていただければと思っております。

○根本牛久市長 あの、とりあえず計画の決定日はなしにするの。

○荒井事務局長 はい。

○根本牛久市長 そうか。管理者の会議の中で、どんな話しているのかというのを。定数だけは報告しなくても。あと何かございますか。

○荒井事務局長 ありがとうございます。

午後3時12分閉会